

## 愛川町危険木伐採等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倒木、落枝等により人命若しくは財産又は公共施設、道路交通、電線等の重要なインフラに被害を及ぼすおそれのある樹木（以下「危険木」という。）の伐採、撤去及び処分を行う者に対して、予算の範囲内において愛川町危険木伐採等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において危険木とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有する土地に定着している、胸高直径が概ね20センチメートル以上、かつ、樹高が概ね5メートル以上の立木で、枯損、腐朽、傾斜等により倒木のおそれがあるもの
- (2) 倒木、落枝等により、道路、公園その他の公共空間及び公共施設等又は電力等を供給する設備に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 対象となる危険木が定着している土地の所有者、管理者又は占有者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められない者
- (4) 当該土地について、同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に適当と認めた者

2 土地の所有者以外の者が補助金の交付の申請をする場合は、その土地の所有者の同意を得なければならない。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採、撤去、処分等（以下「伐採等」という。）について、造園業者その他の専門の事業者への委託に要した費用とする。ただし、愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）に規定する補助金との併用は、認めない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、危険木を売却処分する場合は、補助対象経費からその売却した額を控除する。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

### (施工業者)

第6条 危険木の伐採等を行う施工者は、町内に所在地を有する業者とする。ただし、特殊な工法等により、これにより難しい場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛川町危険木伐採等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 伐採等を委託する事業者からの見積書の写し
- (4) 同意書
- (5) 申請者と土地所有者が異なる場合にあっては、土地所有者の承諾書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて当該申請に係る危険木の調査等を行い、その適否を決定し、愛川町危険木伐採等補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の申請等)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同項の申請に係る事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、愛川町危険木伐採等補助金変更等承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、愛川町危険木伐採等補助金変更等承認決定通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、危険木の伐採等を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、愛川町危険木伐採等補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払額を証明する書類
- (2) 危険木の伐採等の実施状況が分かる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、愛川町危険木伐採等補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに愛川町危険木伐採等補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町危険木伐採等補助金交付取消通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するとともに、既に補助金を交付しているときは、愛川町危険木伐採等補助金還付命令書（第9号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。